

# 横須賀市報

第1806号

発行日 毎月 10日 25日	発行所 横須賀市役所 編集兼 発行人 印刷所	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上地克明 角宮村印刷所
-------------------------	------------------------------------	--

## 目 次

## 規 則

- ◇印鑑条例施行規則中一部改正 ..... 14689
- ◇公有財産規則中一部改正 ..... "
- ◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正 ..... 14690
- ◇老人福祉法施行取扱規則中一部改正 ..... "
- ◇特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則廃止 ..... 14694

## 告 示

- ◇港湾施設の概要について中一部改正 ..... "
- ◇港湾施設の一部の供用の休止について ..... "
- ◇公平委員会委員の再任について ..... "
- ◇指定管理者の指定期間の変更について ..... "
- ◇指定管理者の指定期間の変更について ..... "
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について ..... "
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について ..... 14695
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について ..... "
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について ..... "
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について ..... "
- ◇指定特定相談支援事業者の事業の廃止について ..... "
- ◇生活保護法等に基づく医療機関の指定について ..... 14696
- ◇生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止について ..... "
- ◇生活保護法等に基づく指定医療機関の指定辞退について ..... 14697
- ◇生活保護法等に基づく施術機関の指定について ..... "
- ◇指定管理者の指定期間の変更について ..... 14698
- ◇指定管理者の指定期間の変更について ..... "
- ◇指定管理者の指定期間の変更について ..... "
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について ..... 14699
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について ..... "
- ◇除却広告物等の保管について ..... "
- ◇放置自転車等の移動について ..... "
- ◇道路区域変更及び供用開始について ..... 14700

## 公 告

- ◇開発行為の工事完了について ..... 14701
- ◇債権差押調書の公示送達 ..... "
- ◇配当計算書の公示送達 ..... "
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達 ..... "
- ◇介護保険料の督促状の公示送達 ..... "
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達 ..... "
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達 ..... "
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達 ..... "
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達 ..... 14702
- ◇開発行為の工事完了について ..... "
- ◇農用地利用集積計画について ..... "

## 上下水道局告示

- ◇指定代理納付者の指定について ..... 14703
- 上下水道局公告
- ◇水道事業会計用地の売払いに係る一般競争入札について ..... "

## 教育委員会告示

- ◇市立ろう学校幼稚部・高等部の幼児・生徒募集について

て ..... "

◇教育委員会定例会の招集について ..... "

## 選挙管理委員会告示

- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について ..... "
- ◇選挙権を有する方の3分の1の数について ..... 14704
- ◇選挙権を有する方の6分の1の数について ..... "
- ◇議会議員及び長の選挙公報発行条例施行規程中一部改正 ..... "
- ◇選挙登録の登録日等について ..... "

## 規 則

## 横須賀市規則第86号

印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

印鑑条例施行規則（昭和52年横須賀市規則第33号）の一部を次のように改正する。

「第1号様式中 [氏名] を」

「[氏名] に、」

「[氏名] を」

「[氏名] に改める。」

「第7号様式中 [氏名] を」

「[氏名] に、」

「[氏名] を」

「[氏名] に改める。」

## 附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をし、又は従前の例により使用することができる。

## 横須賀市規則第87号

公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）を「延滞金特例基準割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の公有財産規則の規定は、延滞金のうちこの規則の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

## 横須賀市規則第88号

横須賀市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地 克明

## 横須賀市税条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市税条例施行規則（昭和46年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第12号の2の次に次の1号を加える。

(12) 3 固定資産現所有者申告書（第12号様式の3）

第12号様式の2の次に次の1様式を加える。

## 第12号様式の3（第18条第12号の3関係）

固定資産現所有者申告書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

申告者	氏名	フリガナ	印	固定資産 課税台帳 の所有者 との統括	
	個人番号等（右詰）	□申査者と同じ			
	住所				
生年月日	年 月 日	電話番号			
固定資産 課税台帳 の所有者 (被相続人等)	氏名	フリガナ	死亡年月日		
	住所				年 月 日
	生年月日	年 月 日	電話番号		
現所有者	代表者氏名	フリガナ	印	固定資産 課税台帳 の所有者 との統括	
	個人番号等（右詰）	□申査者と同じ			
	住所				
生年月日	年 月 日	電話番号			
被相続人	氏名	フリガナ	印	固定資産 課税台帳 の所有者 との統括	
	個人番号等（右詰）	□申査者と同じ			
	住所				
生年月日	年 月 日	電話番号			
監査者	氏名	フリガナ	印	固定資産 課税台帳 の所有者 との統括	
	個人番号等（右詰）	□申査者と同じ			
	住所				
生年月日	年 月 日	電話番号			

附則第4項中「附則第31項」を「附則第30項」に、「附則第32項」を「附則第31項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

## 横須賀市規則第89号

老人福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

## 横須賀市長 上地 克明

## 老人福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則

老人福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条の見出しを「（老人デイサービスセンター等に係る届出）」に改め、同条中「第12号様式」を「第16号様式」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第15条第2項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届（第15号様式）によらなければならない。

第9条に次の1項を加える。

3 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止届（第17号様式）によらなければならない。

第9条を第9条の2とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（老人居宅生活支援事業に係る届出）

第9条 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届（第12号様式）によらなければならない。

2 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（第13号様式）によらなければならない。

3 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止届（第14号様式）によらなければならない。

休止

第10条の見出しを「（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る申請等）」に改め、同条中「老人ホーム事業開始届（第13号様式）」を「養護老人ホーム事業開始届（第19号様式）」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

法第15条第4項の規定による認可の申請は、養護老人ホーム設置認可申請書（第18号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建物の規模及び構造並びに設備の概要を記載した書類

(2) 申請者の登記事項証明書

(3) 養護老人ホームの設置の認可を受けようとする者にあっては、次に掲げる書類

ア 施設の運営の方針を記載した書類

イ 職員の定数及び職務の内容を記載した書類

(4) 特別養護老人ホームの設置の認可を受けようとする者にあっては、次に掲げる書類

ア 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準」という。）第7条及び第34条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程を記載した書類

イ 入所者からの苦情を処理するために講じた措置の概要を記載した書類

ウ 職員の勤務体制及び勤務形態を記載した書類

エ 基準第27条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）を記載した書類

イ 第10条に次の3項を加える。

4 法第15条の2第2項の規定による届出は、養護老人ホーム特別養護老人ホーム変更届（第20号様式）によらなければならない。

5 法第16条第3項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は休止に係る認可の申請は、養護老人ホー

廃止認可申請書〔養護老人ホーム  
特別養護老人ホーム〕(第21号様式)  
によらなければならない。

6 法第16条第3項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の減少又は増加に係る認可の申請は、養護老人ホーム定員変更認可申請書(第22号様式)によらなければならない。

第11条中「老人ホーム」を「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」に、「第14号様式」を「第23号様式」に改める。本則に次の1条を加える。

(介護保険法に基づく申請等が行われた場合の届出の特例)

第12条 第9条第1項の規定にかかわらず、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項又は第115条の12第1項の規定による申請があったときは、法第14条の規定による届出があったものとみなす。

2 第9条第2項の規定にかかわらず、介護保険法第75条第1項、第78条の5第1項、第115条の5第1項又は第115条の15第1項の規定による変更の届出があったときは、法第14条の2の規定による届出があったものとみなす。

3 第9条第3項の規定にかかわらず、介護保険法第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項又は第115条の15第2項の規定による廃止又は休止の届出があったときは、法第14条の3の規定による届出があったものとみなす。

4 第9条の2第1項の規定にかかわらず、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項又は第115条の12第1項の規定による申請のうち、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る申請があったときは、法第15条第2項の規定による届出があったものとみなす。

5 第9条の2第2項の規定にかかわらず、介護保険法第75条第1項、第78条の5第1項、第115条の5第1項又は第115条の15第1項の規定による変更の届出のうち、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る届出があったときは、法第15条の2第1項の規定による届出があったものとみなす。

6 第9条の2第3項の規定にかかわらず、介護保険法第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項又は第115条の15第2項の規定による廃止又は休止の届出のうち、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る届出があったときは、法第16条第1項の規定による届出があったものとみなす。

第3号様式中「氏名」を

「氏名」に改める。

第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

### 第12号様式(第9条第1項関係)

老人居宅生活支援事業開始届

年月日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者 住 所 氏 名	
〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
1 事業の種類及び内容	
2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	
3 職員の定数及び職務の内容	
4 主な職員の氏名	
5 事業を行おうとする区域	
6 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るもの)を除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るもの)を除く。)	
7 事業開始の予定年月日	

備考 登記事項証明書を添えてください。

### 第13号様式(第9条第2項関係)

老人居宅生活支援事業変更届

年月日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者 住 所 氏 名	
〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
事 業 の 種 類	
変更した 事項	変 更 前
	変 更 後
変更した年月日	
参考事項	

第14号様式中「代表者の氏名  
〔印〕」を  
「代表者の氏名  
〔印〕」に改め、同様式を第23  
号様式とし、同様式の前に次の9様式を加える。

## 第14号様式（第9条第3項関係）

老人居宅生活支援事業  
廃止届  
休止

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人その他の団体にあっては、主 たる事務所の所在地、名称及び代 表者の氏名)	
事 業 の 種 類	
廃止(休止)しようとする年月日 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	年 月 日 (から 年 月 日まで)
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	
参考事項	

## 第15号様式（第9条の2第1項関係）

老人デイサービスセンター等設置届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人その他の団体にあっては、主 たる事務所の所在地、名称及び代 表者の氏名)	
次のとおり老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護センター)を設置しますので、届け出ます。	
1 施設の名称、種類及び所在地 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要 3 職員の定数及び職務の内容 4 施設の長の氏名 5 事業を行おうとする区域 6 老人短期入所施設にあっては、その入所定員 7 事業開始の予定期年月日	

## 第16号様式（第9条の2第2項関係）

老人デイサービスセンター等変更届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者	住 所 氏 名 (法人その他の団体にあっては、主 たる事務所の所在地、名称及び代 表者の氏名)
施設の名称及び所在地	
変更した事項	変 更 前
	変 更 後
変更した年月日	
参考事項	

## 第17号様式（第9条の2第3項関係）

老人デイサービスセンター等  
廃止届  
休止

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人その他の団体にあっては、主 たる事務所の所在地、名称及び代 表者の氏名)	
次のとおり老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護センター)を廃止(休止)しますので、届け出ます。	
施設の名称及び所在地	
廃止(休止)しようとする年月日 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	年 月 日 (から 年 月 日まで)
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受け又は入所している者に対する措置	
参考事項	

## 第18号様式（第10条第1項関係）

養護老人ホーム 設置認可申請書  
特別養護老人ホーム

年　月　日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者	住 所 氏 名  〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の設置の認可を受けたいので、申請します。	
1 施設の名称、種類及び所在地	
2 養護老人ホームにあっては、入所定員	
3 施設の長の氏名	
4 事業開始の予定年月日	

## 第20号様式（第10条第4項関係）

養護老人ホーム 変更届  
特別養護老人ホーム

年　月　日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者	住 所 氏 名  〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
施設の名称及び所在地	
変更した事項	変 更 前
	変 更 後
変更予定年月日	
参考事項	

## 第19号様式（第10条第3項関係）

養護老人ホーム 事業開始届  
特別養護老人ホーム

年　月　日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者	住 所 氏 名  〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
施設の名称及び所在地	
認 可 年 月 日	年 月 日
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日
事業開始における施設の入所者数	

## 第21号様式（第10条第5項関係）

養護老人ホーム等 廃止 認可申請書  
特別養護老人ホーム 休止

年　月　日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者	住 所 氏 名  〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を廃止（休止）したいので、申請します。	
施設の名称及び所在地	
廃止（休止）しようとする年月日 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	年 月 日（から 年 月 日まで）
廃止（休止）の理由	
現に入所している者に対する措置	
参考事項	

## 第22号様式（第10条第6項関係）

養護老人ホーム 定員変更認可申請書  
特別養護老人ホーム

年　月　日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者	住所 氏名  〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の定員を減少（増加）したいので、申請します。	
施設の名称及び所在地	
従前の定員	
減少（増加）後の定員	
減少（増加）しようとする年月日	年　月　日
減少（増加）する理由	
減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置	
参考事項	

## 附則

この規則は、令和3年1月4日から施行する。

## 横須賀市規則第90号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地 克明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年横須賀市規則第56号）は、廃止する。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

## 横須賀市告示第215号（令和2年12月11日）

平成6年横須賀市告示第44号（港湾施設の概要について）の一部を次のように改正し、令和3年1月8日から施行します。  
令和2年12月11日

横須賀市長 上地 克明

第12項の表新港臨港道路の項中「1,639」を「1,600.6」に改める。

第15項の表新港野積場の項中「44,032.95」を「42,737」に改める。

第18項の表新港港湾施設用地の項中「3,086」を「4,821」に改める。

## 横須賀市告示第216号（令和2年12月11日）

次に掲げる港湾施設は、整備工事のため、令和3年1月8日から当分の間、供用を休止します。

令和2年12月11日

横須賀市長 上地 克明

- 1 新港臨港道路の一部
- 2 新港荷さばき地の一部
- 3 新港野積場の一部

## 横須賀市告示第218号

本市議会の同意を得て、令和2年12月25日本市公平委員会委員に次の者を再任しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地 克明

横浜市南区南吉田町4丁目40番地みなよしビル401  
佐藤進一

## 横須賀市告示第219号

芸術劇場及びベイスクエア・パーキングの指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地 克明

- 1 管理を行う施設
  - (1) 芸術劇場条例（平成5年横須賀市条例第36号）第2条に掲げる施設
  - (2) ベイスクエア・パーキング条例（平成24年横須賀市条例第18号）第2条に掲げる施設
- 2 指定管理者  
横須賀市本町3丁目27番地  
公益財団法人横須賀芸術文化財団  
理事長 木村忠昭
- 3 指定期間  
変更前 平成26年4月1日から令和4年3月31日まで  
変更後 平成26年4月1日から令和5年3月31日まで

## 横須賀市告示第220号

市民活動サポートセンターの指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地 克明

- 1 管理を行う施設  
市民活動サポートセンター条例（平成11年横須賀市条例第38号）第2条第1項に掲げる施設
- 2 指定管理者  
横須賀市根岸町3丁目3番15号  
特定非営利活動法人Y.M.C.A コミュニティサポート  
理事長 佐竹博
- 3 指定期間  
変更前 平成29年4月1日から令和3年3月31日まで  
変更後 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

## 横須賀市告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和2年 12月1日	ニチイケアセンター 野比	横須賀市野比1丁目19番 23号サンドエル 201号室	訪問介護	東京都千代田区神田駿河台二丁目9 番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信介
---------------	-----------------	--------------------------------	------	---

## 横須賀市告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 12月1日	デイサービス ジョイクラブ	横須賀市林1丁目22番8号	地域密着型通所介護	横須賀市長坂四丁目20番23号 合同会社ジョイ俱楽部 代表社員 太田淳子

## 横須賀市告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 11月30日	ケアステーション プラスワン	横須賀市森崎4丁目4番16号	訪問介護	横須賀市森崎四丁目4番16号 株式会社PLUS ONE 代表取締役 丸茂久美子

## 横須賀市告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 12月1日	ウェルビー横須賀中央駅前センター	横須賀市若松町3丁目14番地10イデアーレ横須賀中央1階	就労移行支援	東京都中央区銀座二丁目3番6号 ウェルビー株式会社 代表取締役 大田誠

## 横須賀市告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 11月30日	ケアステーション プラスワン	横須賀市森崎4丁目4番16号	居宅介護	横須賀市森崎四丁目4番16号 株式会社PLUS ONE 代表取締役 丸茂久美子
同	ケアステーション プラスワン	横須賀市森崎4丁目4番16号	重度訪問介護	横須賀市森崎四丁目4番16号 株式会社PLUS ONE 代表取締役 丸茂久美子
同	ニチイケアセンター 横須賀	横須賀市船越町1丁目56番地廣瀬ビル1階101号室	同行援護	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介
同	ファミリア	横須賀市大矢部3丁目34番9号	共同生活援助	横須賀市大矢部三丁目34番9号 一般社団法人みどり野 代表理事 藤原正人

## 横須賀市告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、

次に掲げる者から指定計画相談支援の事業を廃止する旨の届出がありました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	届出者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者名
令和2年 11月27日	ペガサス横須賀相談室	横須賀市日の出町1丁目13番地1 スターホームズ横須賀中央104号 室	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目27番13-803 号 一般社団法人ペガサス 代表理事 木村志義

**横須賀市告示第227号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関を医療扶助のための医療を担当させる機関として指定しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

指定期 年月日	名 称	所 在 地
令和2年 1月1日	あづさ薬局	横須賀市根岸町2丁目31番13号ナヴィール北久里浜1F
令和2年 2月1日	咲希看護センター	横須賀市佐原3丁目5番3号ファミリー・ハイムサハラ204
同	アロー薬局たかとり店	横須賀市湘南鷹取4丁目5番2号
同	クリエイト薬局横須賀長坂店	横須賀市長坂3丁目6番10号
令和2年 3月1日	きぬがさデンタルクリニック	横須賀市衣笠栄町1丁目13番地シルバティオ3F
同	大信薬局野比店	横須賀市野比1丁目18番16号
令和2年 4月1日	衣笠あさかわ眼科	横須賀市衣笠栄町1丁目22番地7衣笠医療ビル3F
同	衣笠こどもクリニック	横須賀市平作2丁目14番2号
同	中村皮膚科	横須賀市芦名2丁目1番2号
同	ながしま薬局	横須賀市本町1丁目12番地6
同	日本調剤横須賀中央薬局	横須賀市若松町2丁目5番地3矢島ビル1階
令和2年 4月22日	イオン薬局イオンスタイル横須賀	横須賀市本町2丁目1番地12コースカベイサイドストアーズ2F
令和2年 5月1日	たけしデンタルクリニック	横須賀市船越町5丁目1番地1F
同	ながしま薬局	横須賀市本町1丁目12番地6
同	K A I G O 調剤薬局	横須賀市森崎3丁目9番8号
同	タカヤマ薬局北久里浜店	横須賀市根岸町3丁目1番6-5号
令和2年 5月7日	上町在宅クリニック	横須賀市深田台63番地
令和2年 6月1日	恵徳会在宅医療クリニック	横須賀市池上1丁目4番5号

同	内田宙司整形外科	横須賀市湘南国際村1丁目3番10号
令和2年 7月1日	小野田医院	横須賀市坂本町1丁目2番地
同	プラザデンタルクリニック	横須賀市本町2丁目1番地12コースカベイサイドストアーズ5F
同	みらい薬局横須賀店	横須賀市小川町28番地1横須賀ハイム102
令和2年 7月3日	かもめケア訪問看護ステーション	横須賀市西逸見町2丁目80番地
令和2年 8月1日	北久里浜たくちクリニック	横須賀市根岸町3丁目16番1号
令和2年 9月1日	三浦歯科医院芦名診療所	横須賀市芦名1丁目31番10号高五ビル1階
令和2年 10月1日	さいとう歯科医院	横須賀市久里浜4丁目11番15号ライフコンフォート久里浜3F
令和2年 11月1日	むらさわ皮膚科・形成外科	横須賀市衣笠栄町2丁目66番地3KMビル4階

**横須賀市告示第228号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を廃止した旨の届出がありました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和元年 10月17日	中村外科整形外科	横須賀市本町1丁目23番地
令和元年 11月30日	小泉内科	横須賀市池上2丁目10番14号
令和元年 12月30日	高橋歯科医院	横須賀市本町2丁目16番地5
令和元年 12月31日	有限会社タイヨー薬局	横須賀市池上2丁目10番14号
同	あづさ薬局	横須賀市根岸町2丁目31番13号ナヴィール北久里浜1F
令和2年 1月31日	アロー薬局たかとり店	横須賀市湘南鷹取4丁目5番2号
令和2年 2月29日	AIN薬局野比店	横須賀市野比1丁目18番16号
令和2年 3月31日	衣笠あさかわ眼科	横須賀市衣笠栄町1丁目22番地7

同	衣笠こどもクリニック	横須賀市平作2丁目14番2号
同	中村皮膚科	横須賀市芦名2丁目1番2号
令和2年4月30日	ながしま薬局	横須賀市本町1丁目12番地6
令和2年5月6日	上町在宅クリニック	横須賀市上町2丁目20番地
令和2年5月30日	吉川外科胃腸科医院	横須賀市大矢部3丁目1番18号
令和2年5月31日	恵徳会在宅医療クリニック	横須賀市東逸見町4丁目16番地70
令和2年6月3日	おじま整形外科クリニック	横須賀市平作8丁目20番15号衣笠かつみクリニックビル4階・5階
令和2年6月30日	小野田医院	横須賀市坂本町1丁目2番地
同	プラザデンタルクリニック	横須賀市大滝町2丁目12番地ヨコスカタワー9F

同	有限会社関口調剤薬局支店	横須賀市上町2丁目20番地
---	--------------	---------------

## 横須賀市告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を辞退したい旨の届出がありました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

辞退年月日	名称	所在地
令和2年2月29日	ひまわり歯科	横須賀市長井3丁目26番11号

## 横須賀市告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる施術機関を医療扶助のための施術を担当させる機関として指定しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	名称	所在地	施術者	種類
令和元年11月1日	訪問鍼灸わたなべ	横須賀市吉井3丁目12番2号フローラ201	渡部伸平	はり・きゅう
同	訪問鍼灸わたなべ	横須賀市吉井3丁目12番2号フローラ201	渡部伸平	柔道整復
令和2年2月1日	花の里リハビリマッサージ治療院	横須賀市追浜本町2丁目14番地	竹宇治江利	あん摩・マッサージ
同	大矢部鍼灸院	横須賀市大矢部3丁目1番3号	大谷木克	あん摩・マッサージ
令和2年3月1日	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	木村遊	あん摩・マッサージ
令和2年4月1日	和なごみ治療院	横須賀市本町2丁目1番地19横須賀汐入ハイム3-504号	津田康夫	あん摩・マッサージ
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	都築凪沙	あん摩・マッサージ
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	都築凪沙	はり・きゅう
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	堀江茂樹	はり・きゅう
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	渡辺伴樹	はり・きゅう
令和2年5月1日	鍼灸整骨院とまり木	横須賀市追浜本町1丁目32番地	渡邊由香	柔道整復
同	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	吉川剛志	あん摩・マッサージ
同	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	吉川剛志	はり・きゅう
令和2年6月1日	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	島田陽介	はり・きゅう
同	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	土屋亜子	はり・きゅう

同	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院 横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	深澤光博	はり・きゅう
同	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院 横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	松本晋也	はり・きゅう
同	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院 横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	三浦笑里	はり・きゅう
同	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院 横須賀営業所	横須賀市米が浜通2丁目13番地15	山口成美	はり・きゅう
令和2年7月1日	一一会整骨院	横須賀市根岸町5丁目21番38号奥山ビル1階右号室	杉田友康	柔道整復
令和2年8月1日	サンビーチ鍼灸マッサージ整骨院	横須賀市追浜本町1丁目28番地5サンビーチ追浜2F	金坂登	あん摩・マッサージ
同	サンビーチ鍼灸マッサージ整骨院	横須賀市追浜本町1丁目28番地5サンビーチ追浜2F	金坂登	はり・きゅう
同	よこすか名倉堂整骨院	横須賀市安浦町1丁目1番地富田ビル1F	大庭拓也	柔道整復
同	青木宏俊	横須賀市三春町6丁目39番地	青木宏俊	あん摩・マッサージ
同	青木宏俊	横須賀市三春町6丁目39番地	青木宏俊	はり・きゅう
同	大矢部鍼灸院	横須賀市大矢部3丁目1番3号	稻毛博之	あん摩・マッサージ
令和2年11月1日	和なごみ治療院	横須賀市本町2丁目1番地19横須賀汐入ハイム3-504号	今里ひとみ	あん摩・マッサージ
同	和なごみ治療院	横須賀市本町2丁目1番地19横須賀汐入ハイム3-504号	土崎真咲子	あん摩・マッサージ
同	渡邊正廣	横須賀市佐野町5丁目17番地7第三コーポ平川201	渡邊正廣	あん摩・マッサージ
同	渡邊正廣	横須賀市佐野町5丁目17番地7第三コーポ平川201	渡邊正廣	はり・きゅう
同	石井亮介	横須賀市秋谷2丁目16番9号	石井亮介	あん摩・マッサージ
同	石井亮介	横須賀市秋谷2丁目16番9号	石井亮介	はり・きゅう

**横須賀市告示第231号**

横須賀市立うわまち病院の指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

**1 管理を行う施設**

横須賀市病院事業条例（昭和43年横須賀市条例第16号）第2条第2項の表に規定する横須賀市立うわまち病院

**2 指定管理者**

東京都千代田区平河町2丁目6番3号  
公益社団法人地域医療振興協会  
理事長 吉新通康

**3 指定期間**

変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで  
変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

**横須賀市告示第232号**

横須賀市立市民病院の指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

**1 管理を行う施設**

横須賀市病院事業条例（昭和43年横須賀市条例第16号）第2条第2項の表に規定する横須賀市立市民病院

**2 指定管理者**

東京都千代田区平河町2丁目6番3号  
公益社団法人地域医療振興協会  
理事長 吉新通康

**3 指定期間**

変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで  
変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

**横須賀市告示第233号**

病児・病後児保育センターの指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

**1 管理を行う施設**

病児・病後児保育センター条例（平成15年横須賀市条例第10号）第2条に掲げる施設

**2 指定管理者**

東京都千代田区平河町2丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新通康

## 3 指定期間

変更前 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで  
 変更後 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

## 横須賀市告示第234号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

## 1 形質変更時要届出区域

横須賀市浦賀4丁目7番1、7番11、7番13及び8番1の各一部並びに浦賀4丁目8番1地先

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、クロロエチレン、シアン化合物、一・一・二ジクロロエチレン、一・二・二ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

## 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

## 横須賀市告示第235号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。なお、当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号イに該当します。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

## 1 形質変更時要届出区域

横須賀市久里浜9丁目2260番13及び2260番14の各一部

## 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

## 横須賀市告示第236号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

## 1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	6	米が浜通1丁目、三春町5丁目・6丁目及び久里浜1丁目地内	令和2年11月2日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	3	鷹取1丁目、湘南鷹取5丁目及び長井3丁目地内	30日まで	

## 2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

## 3 返還を受ける方法

## (1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

## (2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

## 4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

## 横須賀市告示第237号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

## 1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和2年11月2日から同月30日まで	82	7	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	4	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	8	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	35	2	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	10	0	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	9	2	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地

同	2	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	新大津駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	11	3	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	2	0	YRP野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	10	2	日の出町3丁目、三春町1丁目、富士見町1丁目、佐野町3丁目・4丁目・6丁目、平作5丁目、衣笠町、大矢部3丁目、野比1丁目、津久井5丁目及び長井1丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	逸見駅自転車等駐車場	同
同	1	0	衣笠駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地

## 2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

## 3 返還を受ける方法

## (1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

## (2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

## (3) 移動費用

自転車 1台につき 1,500円

原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円

## (4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

## 4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

## 5 問い合わせ先

横須賀市土木部土木計画課

## 横須賀市告示第238号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和2年12月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区間	敷地の幅員	延長
415	旧	長浦町3丁目100番の15地先から 長浦町3丁目98番の2地先及び99番の1地先まで	メートル 1.8~ 2.0	メートル 36.2
	新	長浦町3丁目101番の6地先から 長浦町3丁目98番の1地先及び99番の1地先まで	2.9~ 3.0	36.2
1,443	旧	小矢部2丁目684番の8地先から 平作2丁目2489番の7地先まで	1.8~ 2.4	15.5
	新	小矢部2丁目684番の8地先から 平作2丁目2489番の7地先まで	2.9~ 3.1	15.5
1,444	旧	小矢部2丁目684番の8地先から 小矢部2丁目687番の30地先まで	2.5	21.1
	新	小矢部2丁目684番の8地先から 小矢部2丁目687番の3地先まで	3.2~ 5.2	20.9
3,681	旧	長井1丁目1275番地先から 長井1丁目1273番の1地先まで	2.7	38.3
	新	長井1丁目1275番地先から 長井1丁目1273番の1地先まで	2.7~ 3.0	38.3

# 公 告

横須賀市公告第222号（令和2年12月11日）  
（掲示済）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
令和2年12月11日

横須賀市長 上地克明

許可年月日及び 許可番号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和2年10月22日 令2開第13号	令和2年12月1日 令2第16号	横須賀市津久井3丁目968番2ほか1筆	東京都東大和市向原5丁目1154番地の9 長谷川 賢治
平成30年12月28日 30開第21号	令和2年12月4日 令2第17号	横須賀市富士見町1丁目42番2ほか9筆	三浦市初声町和田2887番地 有限会社仁ハウジング 代表取締役 中山久男

横須賀市公告第223号（令和2年12月15日）  
（掲示済）

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年12月15日

横須賀市長 上地克明

（別紙略）

横須賀市公告第224号（令和2年12月15日）  
（掲示済）

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年12月15日

横須賀市長 上地克明

（別紙略）

横須賀市公告第225号（令和2年12月18日）  
（掲示済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年12月18日

横須賀市長 上地克明

年度	科目	発付年月日
令和2年度	介護保険料額決定通知書 兼特別徴収開始通知書	令和2年6月15日

（別紙略）

横須賀市公告第226号（令和2年12月18日）  
（掲示済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年12月18日

横須賀市長 上地克明

年度	種別	月別	発付年月日
令和2年度	介護保険料	8月分	令和2年10月30日
		9月分	令和2年10月30日

（別紙略）

横須賀市公告第227号（令和2年12月18日）  
（掲示済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年12月18日

横須賀市長 上地克明

年度	科目	備考
令和元年度	国民健康保険料 決 定 通 知 書	10月分及び11月分の納期限は、 令和3年1月4日に変更する。
令和2年度		10月分及び11月分の納期限は、 令和3年1月4日に変更する。

（別紙略）

横須賀市公告第228号（令和2年12月18日）  
（掲示済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年12月18日

横須賀市長 上地克明

年度	科目	備考
令和元年度	国民健康保険料 変 更 通 知 書	減額分
		減額分
令和2年度		10月分及び11月分の納期限は、 令和3年1月4日に変更する。

（別紙略）

横須賀市公告第229号（令和2年12月18日）  
（掲示済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年12月18日

横須賀市長 上地克明

年度	種別	月別	発付年月日
----	----	----	-------

令和2年度	国民健康保険料	7月分	令和2年8月28日
		8月分	令和2年9月30日
		9月分	令和2年10月30日

(別紙略)

## 横須賀市公告第230号(令和2年12月18日)(掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方か

ら申出があるときは交付します。

令和2年12月18日

横須賀市長 上地克明

年 度	種 别	月 別	発付年月日
令和2年度	後期高齢者医療保険料	9月分	令和2年10月30日

(別紙略)

## 横須賀市公告第231号(令和2年12月22日)(掲示済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年12月22日

横須賀市長 上地克明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年9月19日 令1開第6号	令和2年12月14日 令2第18号	横須賀市馬堀町4丁目3番10ほか 12筆	横須賀市長坂三丁目10番10号 丸五産業株式会社 代表取締役 田中博之

## 横須賀市公告第232号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和2年12月25日

横須賀市長 上地克明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林3丁目40番、4041番6、4042番及び4043番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市阿部倉9番3号  
株式会社三浦半島生物多様性保全  
代表取締役 天白牧夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目10番6号  
長瀬 勝

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井6丁目3387番、3389番及び3449番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市阿部倉9番3号  
株式会社三浦半島生物多様性保全  
代表取締役 天白牧夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目25番10号  
小知和 信浩

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目852番、868番、869番、870番、871番2、872番、873番及び874番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市阿部倉9番3号  
株式会社三浦半島生物多様性保全  
代表取締役 天白牧夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂3丁目3番11号  
長谷川 畏

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目2224番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目22番37号

沼田 豊武

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目13番34号

沼田 麻里

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢6丁目3733番1、3734番1及び4510番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目30番12号  
仲野 翔
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目40番1号  
長嶋 有香

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目46番及び50番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目79番地  
永野 隆春
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目4番4号  
鈴木 征子

記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目47番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目79番地  
永野 隆春
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目4番4号  
鈴木 征子

記の8

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目516番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目9番1号  
嘉山 信夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目1番10号  
池永 健助

記の9

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市秋谷2丁目1110番及び1111番

- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤原信良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷1丁目4番38号  
梶谷サワ  
記の10
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市秋谷2丁目1112番、1113番及び1114番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤原信良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目14番15号  
若命賢一  
記の11
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市秋谷5523番、5525番及び5531番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤原信良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷5301番地  
新倉和弥  
記の12
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市芦名2丁目2566番1及び2567番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤原信良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名2丁目26番20号  
志村佳子  
記の13
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井4丁目1388番3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目9番33号  
西脇博樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目22番1号  
杉山誠  
記の14
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井5丁目3260番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目23番10号  
湖水康史
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
東京都江東区東砂1丁目1番1-235号  
大谷篤  
記の15
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目2219番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目13番10号  
沼田洋介
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦市南下浦町菊名28番地  
山田清美

## 上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、上下水道局会計規程（昭和28年水道企業管理規程第2号）第44条の2の規定により告示します。

令和2年12月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島洋

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称  
東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー  
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
富士見配水タンク跡地売払いの入札に係る入札保証金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和3年1月14日から同年3月19日まで

## 上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第5号（令和2年12月25日）  
(掲示済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により水道事業会計用地の売払いを行います。

令和2年12月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島洋

(次のとおりは略)

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第27号（令和2年12月4日）  
(掲示済)

令和3年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科に入学する幼児及び生徒を次のとおり募集します。

令和2年12月4日

横須賀市教育委員会

教育長 新倉聰

(次のとおりは略)

横須賀市教育委員会告示第28号（令和2年12月14日）  
(掲示済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和2年12月14日

横須賀市教育委員会

教育長 新倉聰

- 1 日時 令和2年12月17日午後3時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 横須賀市学力向上推進委員会委員の委嘱について

## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第17号（令和2年12月1日）  
(掲示済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,803です。

令和2年12月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第18号（令和2年12月1日）  
掲示済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、113,369です。

令和2年12月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第19号（令和2年12月1日）  
掲示済

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、56,685です。

令和2年12月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第20号（令和2年12月1日）  
掲示済

議会議員及び長の選挙公報発行条例施行規程（平成5年横須賀市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

第1条中「掲載文」の次に「（掲載文が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）」を、「写真」の次に「（写真が記録された電磁的記録を含む。）」を加える。

第2条第1項中「委員会」を「横須賀市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」に、「以下」を「（委員会が指定する同様式に準じて調整し、作成した電磁的記録を含む。以下」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第2項中「記載する」及び「掲載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第4項中「記載しては」を「記載し、又は記録しては」に改め、同条第5項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第3条第3項を削る。

第4条前段中「規定する写真」の次に「（写真が記録された電磁的記録を除く。）」を加え、「白黒写真で、同一の」を削り、同条後段中「この場合」の次に「において」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第1条に規定する写真（写真が記録された電磁的記録に限る。）は、当該選挙の期日前6箇月以内に撮影した候補者自身の無帽、無背景、正面向き上半身のものでなければならぬ。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

横須賀市選挙管理委員会告示第21号（令和2年12月1日）  
掲示済

令和3年7月9日に横須賀市長の任期が満了することに伴い執行する横須賀市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿への登録の被登録資格決定の基準となる日及び登録を行う日を、次のとおり定めます。

令和2年12月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

1 被登録資格決定の基準となる日 令和3年6月19日

ただし、年齢については、令和3年6月27日  
2 登録日 令和3年6月19日